

「地域の会」会則のあらまし

(目的) 地域の会は、立地地域の

住民の参画により、発電所の安全性・透明性確保に関する事業者の取り組み、国・関係自治体の活動状況等を、継続して確認・監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的とします。

(委員) 会は柏崎市、西山町、刈

羽村に在住し、会が認める各種団体の推薦を受けた25名の委員をもって構成、任期は2年、再任されることができません。

(オブザーバー等) 会はオブザー

バー、又は説明者として次の者(事業者等)を会議に出席させることができ、必要に応じてアドバイザーを出席させます。

- ・ 東京電力株
- ・ 新潟県、柏崎市、西山町、刈羽村
- ・ 経済産業省
- ・ その他会が必要と認めた者

(任務) 会は次の事項を行います。

- 原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
- 事業者等への提言、会での

議論、活動等の住民への情報提供

○ 委員の研修

○ その他目的達成に必要な認められる事項

(会及び委員の権利と責務)

- ・ 委員は、会において、自由に意見を陳述することができ、互いの意見を尊重し、自らの意見等には責任を持つ。
- ・ 会は、事業者等に発電所安全確保に係る提言をすることができ、国の責任・権限に係る事項・法令の規定を超える事項について、これらを超えて事業者等を拘束する要求はしない。
- ・ 委員は、会を通じて、事業者等に資料開陳、情報提供、現場確認等を求めることができ、この場合、その活動内容を会に報告する。
- ・ 委員は、会の活動中、事業者等の非開示情報を見聞した場合、その内容を守秘する。

(事業者等の協力) 事業者等は、

- 積極的な情報開示に努め、会への説明は、委員に分かりやすいよう工夫し、委員の意見・提言を十分尊重する。

(会の公開) 会は、全て公開で行

いますが、委員の合意により公開しないことができます。

(会長及び副会長) 会に会長(会

に関する事務を総理)及び副会長(会長の事故時に職務を代理)を置き、会長・副会長は、委員により互選します。

(会議) 会議は定例会及び臨時会

とします。

○ 定例会は、原則毎月1回召集、うち年4回は、事業者等も出席する会議(発電所情報共有会議)とします。

○ 臨時会は、5分の1以上の委員の呼びかけ又は事務局の求めに応じ、会長が必要と認めるとき召集。

○ 議長は、会長が務め、会長が出席できないとき・会長の指示あるときは、副会長又は会長が指名した者が議長にあたる。

(事務局) 会の事務局は、柏崎原

子力広報センターが行い、関係自治体は、事務局を補佐します。

(会則施行日) 平成15年3月1日